

第七回国会 衆議院 地方行政委員會議錄 第七号

(三三三)

昭和二十五年三月六日(月曜日)

午後一時五十八分開議

出席委員

委員長 中島 守利君

理事 大泉 寛三君 理事 菅家 喜六君

理事 野村 專太郎君 理事 立花 敏男君

理事 大石 ヨシエ君

生田 和平君 清水 逸平君

淵上房太郎君 龍野喜一郎君

門司 亮君 床次 徳二君

池田 峯雄君 井出 太郎君

出席政府委員

地方自治 小野 哲君

政務次官 荻田 保君

地方自治庁次長 高辻 正巳君

総務府事務官 (連絡行政部長) 高辻 正巳君

委員外の出席者

議員 中川 俊思君

専門員 有松 昇君

専門員 長橋 茂男君

二月二十八日

委員大内一郎君及び森下孝君辞任につき、その補欠として大西弘君及び永田節君が議長の指名で委員に選任された。

三月二日

委員菅家喜六君及び床次徳二君辞任につき、その補欠として高橋英吉君及び大西正男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員高橋英吉君及び大西正男君辞任につき、その補欠として菅家喜六君及び床次徳二君が議長の指名で委員に選任された。

同月四日

委員立花敏男君辞任につき、その補欠として林百郎君が議長の指名で委員に選任された。

同月六日

委員大西弘君及び林百郎君辞任につき、その補欠として大内一郎君及び立花敏男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

菅家喜六君が理事に補欠当選した。

同日

立花敏男君が理事に補欠当選した。

三月一日

宇部及び光西警察署員の不法彈圧に関する請願(田中亮平君紹介)(第一一〇一号)

住民税所得割の徴收制度改善に関する請願(松永佛骨君外一名紹介)(第一一一三三号)

地方公務員の給与改訂に関する請願(春日正一君外一名紹介)(第一一二九号)

同(橋直治君紹介)(第一一三〇号)

漁業に対する地方税制改正に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第一一三九号)

電気ガス税を市町村に移譲の請願(白井佐吉君外一名紹介)(第一一九一号)

公衆浴場営業者に対する事業税を第三種に変更の請願(降旗徳弥君外二名紹介)(第一一九二号)

市制施行に伴い豊岡町警察吏員の定員増加に関する請願(佐々木盛雄君紹介)(第一二二三号)

の審査を本委員会に付託された。

二月二十七日

衆議院議員選挙法一部改正の陳情書(札幌市北一條西四丁目北海道市町村選挙管理委員会連合会長渡辺七郎)(第四六八号)

電気税を市町村税として存置の陳情書(全国市長会長神戸正雄)(第四七〇号)

飲産税を都道府県税として存置の陳情書(山口県知事田中龍夫)(第四七三三号)

地方税制改革に関する陳情書(兵庫県知事岸田幸雄)(第四八〇号)

附加価値税に関する陳情書(京都府庁内京都府総務部長神内徳治)(第四八二二二号)

地方議会議事局の法制化に関する陳情書(山口県議会議長清水爲吉)(第四九三三三号)

電気ガス税を全額府県税に編入の陳情書外一件(奈良県知事野村萬作外一名)(第四九九九号)

附加価値税に関する陳情書(大分県議会議長安部雅也)(第五〇四号)

自治体警察制度改善に関する陳情書(東京都港区芝西久保巴町三十五番地全国町村議会議長会長齋藤邦雄)(第五一二二二二号)

地方自治法普及徹底のため政府関係官の地方派遣の陳情書(東京都港区芝西久保巴町三十五番地全国町村議会議長会長齋藤邦雄)(第五一五五五号)

地方財政委員会委員に全国町村議会議長会の代表者参加に関する陳情書(東京都港区芝西久保巴町三十五番地全国町村議会議長会長齋藤邦雄)(第五一六六号)

地方自治法並びに自治委員会存置の陳情書(東京都港区芝西久保巴町三十五番地全国町村議会議長会長齋藤邦雄)(第五一七七号)

地方自治体の特殊事業に対する特別融資に関する陳情書(東京都港区芝西久保巴町三十五番地全国町村議会議長会長齋藤邦雄)(第五一八八号)

地方税法の改正に関する陳情書(京都市京都商工会議所会頭中野種一郎)(第五二〇〇号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

理事の互選

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

地方財政に関する件

○中島委員長 これより会議を開きます

本日(五日)は、地方財政に関する件であります。都合によりこの際、理事の補欠選任の件を日程に追加いたします。御異議ありませんか。

○中島委員長 御異議なしと認め、日程は追加されました。

理事の補欠選任の件を議題といたします。理事であります菅家喜六君及び立花敏男君が、去る二日及び四日に

それ〴〵委員を辞任され、再び当委員に指名されましたので、この際理事の補欠選任を行いたいと思っております。これは投票の手続を省略いたしまして、委員長において指名するに御異議ございませんか。

○中島委員長 御異議なしと認め、委員長より指名することにいたします。菅家喜六君の補欠には菅家喜六君、立花敏男君の補欠には立花敏男君を理事に指名いたします。

○中島委員長 次に地方自治法の一部を改正する法律案、内閣提出第三号を日程に追加したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

○中島委員長 御異議なしと認め、

○中島委員長 それでは地方自治法の一部を改正する法律案を議題として質疑を許します。

この際、中川俊思君より委員外の発言を求めていますので、これを許すに御異議ありませんか。

○中島委員長 御異議なしと認め、これを許します。中川君。

○中川俊思君 ただいま御質問を申し上げたことは、これは広島県に起つた問題であります。地方自治法第七十六條一項の規定によりまして、去る昭和二十三年の十二月二十日に地方議会の解散請求をなしたのであります。ところがその後解散請求は不当であるというので、地方議会におきまして

は、二十四年の二月十一日に同じく地方自治法第六十六條に基づき異議の申立てをいたしましたのであります。ところがこの異議の申立てに對しまして、同じく二十四年二月十五日選挙管理委員長から地方議会の議長あてに、異議の申立てを却下するという決定文が送られて来たのであります。そこで地方議会におきましては、ただちに反訴の手続をとりまして、ただいま地方におきましては、広島県の小さな忠海という町であります、非常に大きな問題になりまして、忠海の町に裁判所も何もないのでありますけれども、裁判所がわざわざここに出張をしまして、千人からの証人の調査を進めておる最中でありまして、この問題については裁判の結果、町会側が負けたとした場合、あるいは町民側、いわゆるリコールをいたしまして、解散の請求をいたしました側が負けたといたした場合、いずれにいたしましても、その訴訟費用はどちらが負担すべき問題か、もちろん敗訴になつたものが負担すべき問題ではあります、ただいま私のお尋ねをせんとするところは、もし町議会側が負けた場合には、その費用は役場が持つべきであるか、あるいは町会議員各個人が負担すべきものであるかという問題であります。この点につきまして、この町の町会議長から法務府の法制意見第一局長の岡咲氏あてに紹介を致しましたところ、本年一月十七日付をもつて現に訴訟係属中なるにつき、当職としては意見の發表を差控えるという返事が参つておるものであります。ところがこれは概算でありますけれども、大体五十万円くらいの費用を要するということを先般伺

つたのであります、小さな人口一萬か二萬の町でありまして、町会議員も十五、六人か二十人足らずの者が出ております。その者が五十万円負担することになると、大きな問題でありますし、また同時にそういう小さな町でかりに役場がこれを負担するにいたしましても、大きな問題になるのであります。この地方におきましては、一体どうなるかというので、それ、研究を進めておるのであります。先般私はこの問題について法制局の意見を聴取すべく、法制局に参りましたところ、法制局の中でもこの岡咲さんの御意見の通りで、これは裁判所において決定すべき問題であるから、法制局としてはただいま意見を差控える、こういうことであつたのであります。しかしながら事務官の個人的意見を聴取いたしましたところが、この問題は非常に重要な問題であるから、公的に意見を吐くことはできないけれども、役場が持つても、さしつかえないというふうにも考えられるし、また個人が負担しなければならぬというふうにも考えられる。選挙管理委員会の方とも打合せたけれども、どうもこの訴訟費用の点については、はつきりしたことが言えない。これをかりに役場に負担さすというふうなことになる、地方議会としては今後しばらく、こういう問題が繰返される場合に、自分らのふところがいかにむづかしいからという見地から、こういう問題が頻発するということも考えられるし、議員個人が負担するといふふうにした方が、いいんじやないかというふうな、きわめて漠たる返事でございまして、この問題については確固たるところの確答は、いづれ

からも得ていないのであります。そこで結局法務府といたしましては、この問題は地方自治法において明文の規定がないのだから、その明文の規定をつくることは立法政策であるから、議会において適當におはからいをお願い以外にない。こういうことで、各方面の意向を聴取いたしましたも、結局結論が得られなかつたのであります。しかし、こういうことは今後しばらく繰返される問題であると思ひますので、議会といたしましては、はつきりした明文をつくつて置くことが必要ではないか、かように私も考えまして、この問題について、ただいま申し上げておる点について、これ以上の御意見が関係当局におありであるかどうか、あるいはこういう問題に對してはどういうふうに従来お考えになつておたかどうか、前例があるかどうか、判例があるかどうか、こういうような点につきましてはお伺いをいたしたいと思つて、御質問を申し上げた次第であります。この点につきまして一つ御腹藏のない意見を拜聴いたしたいと思つております。

○萩田政府委員 ただいま御質問の点は非常に重要な事柄でありまして、波及するところも大きいと思ひますので、もう少しこちらで詳細に取調べまして、いろいろの例等も研究いたしまして、他日の機会にわれわれの考えを申し上げたいと思ひます。

○中川俊思君 この問題は実は最初に選挙管理委員会から寄せられました文書によりまして、忠海町の議長あてに当然役場が負担すべきものだといふ返答があつたのであります。ところがその後前言をくつがえされまして、さきに

そういうことを通知しておいたが、これはやはり議員個人の負担すべきものであつて、町村費に計上して支出することは許されない。従前の当委員会の見解はこれによつて変更するといふようなことが重ねて来たのであります。従つて選挙管理委員会といたしましては、はつきりここに御通知になつておりますように、町村費に計上していいのかわるか、あるいは最初の御意見の通りに、町村費に計上してもいいのかわるか、こういう点についてこれらの文書から察しますると、はつきりした御見解が示されておるのではないかと、さういふことを考へておるのであります。どうぞこの点は一つ單に広島県の一寒村に起つた問題ではありますけれども、全国に波及するところが非常に大きいと思ひますから、慎重に御研究の上、御見解の御披露を願つて、地方自治法の明文に規定をしていただきたい、かように考へておるのであります。

○中島委員長 中川君、当局の方でも十分研究して御返答をいただくこととし、われわれ委員会でもできるだけ研究いたしまして、次の機会にでも意見を申し上げるようになつたと思つております。

○中川俊思君 どうぞよろしくお願いいたします。

○中島委員長 次に地方財政に関する件を議題といたします。目下政府においては地方税法改正法案を提案するべく準備いたしておりますが、これはすでに御承知でありまして、七百三十九條にわたる浩瀚な法案でありまして、この際提出時期及びその内容について、政府委員から一応お話を聴取いたしたいと思つております。概要でよろしゅうございまして、どうか政府の方で、この説明をいたしていただくたいと思つております。

○小野(哲)政府委員 ただいま委員長から地方税法案の提出につきまして、どういふ経過をたどつておるか、またその内容についての説明を御要求になつたのであります、御承知のごとく、委員長のお話の中にもありましたように、今回政府で準備しております地方税法改正法案は、内容におきましても相当多くの條項を包含しておりますので、政府としてはできるだけ所要の手続きを済まして、なるべくすみやかに国会に提出をいたしたいと思つております、準備を進めて参つておるのであります、御案内のごとくこの税法の改正にあたりましては、新たに設けられる税目もあり、その他各般の事項にわたつて、あつち限り関係方面との折衝を盡しました上で国会に提案をいたし、御審議をわすれられないという心組を持つておりますが、ためしに、今日まで延引いたしております次第でございます。今なお多少折衝を要する点もあり、また内容につきましても、さらに関係方面に對して政府の意図を申入れをいたさなければならぬような点もございまして、いましばらく御猶予を願ひたいと思ひます、政府といたしましては、せつかくこれに對して努力をいたしておきましますことを、申し上げておきたいと存ずるのでございまして、なお地方税法案の改正の内容につきましても、いまだ確定的なものに相なつておりませんことを御了承の上で、当局からの御説明を

お聞き取り願いたいと存する次第でございます。

○中島委員長 小野政府委員に伺いますが、おおよそいつごろ提出なさるつもりでありましょうか。

○小野(哲)政府委員 ただいま御質問がございましたが、私どもといたしましては、来週に入りまして提案の運びに相なるであろう、かように考えておる次第でございます。

○中島委員長 委員長からもう一つお伺いしたいのですが、平衡交付金法案、及び地方財政委員会の設置法案、これはきょうあたりの新聞を見ますと、最近に提出できるように記載してありましたが、この二法案に対してはどういうふうになつておりますか。

○小野(哲)政府委員 ただいま御質問になりました地方財政平衡交付金法案と、地方財政委員会設置法案につきましては、成案を得まして関係方面と目下折衝をいたしております。この両法案に関しましては、関係方面において種々意見があるようにも聞いておりますので、いまだ了解を得るに至つておらないのでございますが、ただいまお話をございまして、一兩日のうちに提案をいたし得るような段取りにまではいまだ相なつておりません。いましばらく時日を要するのではないかと、かように考えておる次第でございます。

○中島委員長 先ほど申しました地方税法改正法案を概要でよろしくございいますから、お話を願ひまして、そうして委員各位からそれについて御質問を申し上げたいと存じます。

○萩田政府委員 地方税法の改正につきましては、昨年発表になりましたシ

ヤウブ勧告の趣旨に大体のつとつて、これを具体化するという方向で考えておりますので、すでにたび／＼シヤウブ勧告自体の御説明あるいはその途中の政府の考えというようなことを、折に触れまして申し上げておきました。

大体その方針でございますが、特にわかりましたような点に重点を置きまして、御説明申し上げたいと存じます。まず廃止いたします税目でございますが、それをさきに申し上げます。これは地方税法におきまして、今までございまして酒の消費税、それから電話税、不動産取得税、軌道税、電柱税、船舶税、舟税、金庫税、と畜税、使用人税、都市計画税、余裕住宅税、漁業権税、自動車、自転車、荷車の取得に対する税、こういうものは廃止になります。そのほかのものが残りまして新し

い税目に名前のかわつたりするものが出て来るわけでございます。その残ります税につきましては、すべてこれを道府県と市町村とのいずれかの独立税にいたします。それで道府県税として残りますのは、附加価値税、入場税、遊興飲食税、この三つが大きな税でございます。これはシヤウブ勧告でも道府県税とするということになつております。市町村税におきましては市町村民税、固定資産税、この二つがやはり大きな税でありまして、これもシヤウブ勧告でも市町村税にするということができます。そのほかの税につきましては、これを適当に道府県と市町村とでわけられるわけでございますが、現在政府として考えておりますのは、自動車税、鉱区税、漁業権税、狩猟者税、この四つを府県税とし、他の自転車税、荷車税、電気ガス税、鉱産税、

木材引取税、広告税、入湯税、接客人税、この八つを市町村の税にいたしたいと考えております。

次にこの税目の中で大きなものについて申し上げますが、まず府県税におきまして附加価値税でございます。これは新しくできる税でございますが、従来ございました事業税と特別所得税が廃止されまして、この税にかわるというかつこうになります。従来この税とかわります点は、まず課税対象におきまして、大體従来は事業自体に対する課税という考えを持つておりました。ところが今度の税は、その事業から生じますところの附加価値に対する税という考えでございます。つまり学者の使います言葉では、いわゆる直接税、収益税であつたものが、流通税の形にかわつたというふうな考えでござります。以下そのような趣旨で立案ができております。

それから課税の対象になります事業は、従来と大體かわりございせんが、ただ農業と林業だけは全部これを除くということになつております。それから、その次に大きくかわりましたのは課税標準でありまして、従来は附加価値といふものをとりませんで、価値はどういふものかと申しますと、その事業の総売上げ金額から特定の経費を引いたものであります。総売上げ金額は、大體その事業に伴いますこのるの物品の売上げ金額とか、サービス業におきましては、その役務の対価として収入する金額、なお付随的に事業に關係して生ずるような金額、これの合計額でございますが、ただ利子とか株式配当金、地代、家賃、こういうう

うなものは収入の中に入れませんが、それから、ただいま控除する特定の支出金額と申したのは、事業に直接必要なものであつて、他の事業に、つまり他の附加価値税を負担しておる事業に対して支出する金額、その中で物品の購入代金はもちろん、そのほか手数料であるとか、保険料であるとか、修繕料であるとか、その他大體他の附加価値を支拂つておる事業におきまして、附加価値の対象になるといううなものは差引くというふうな考えでございます。これに對しまして、税率は百分の四、あるいは三・五、この点がまだきまつておらぬのでござります。大體その程度のものを課税することになります。なおこの事業のうち、いわゆる原始産業、それから自由業に對するものは、これの百分の一だけ安くとりたいと思ひます。もちろん今申しましたのは標準税率でございまして、地方団体の実情によりまして、上をともつても下をともつてもよいわけでありまして、一応の標準税率は、かようにいたしたいと考えております。免稅点は、大體十二箇月で九万円ということになつております。大體附加価値税はそれのようになります。

次に、市町村民税であります。市町村民税の納稅義務者は、個人で所得のある、しかもその市町村内に住所を持つておる者、これが原則として市町村民税のほんとうの納稅義務者であります。そのほかに市町村内に住所は有しないけれども、事務所とか、事業所とか、家、屋敷を持つておる個人、あるいはそのような事務所とか、事業所を持つておる法人、これも納稅義務者の中に入れたいと思ひま

す。ただ後のものは、均等割だけをとりたいたいと思ひます。課税の方法は、均等割と所得割と両方とりますが、均等割は、御承知のように納稅義務者一人当たり幾らということ、平均同じ額をとるわけでございます。その額の標準は、人口五十万以上の都市で八百円、五十万以上五十万未満の都市で六百円、それ以外の市町村におきまして四百円でございます。なお制限税率は一千円、七百五十円、五百円となつております。これは個人でありまして、法人につきましては、標準税率は大體それの三倍、制限税率は四倍というふうな考へております。それから次に、所得割でございますが、所得割の大きいかかりました点は、従来のように所得割ではありませんけれども、市町村が自分でもつて課税標準をきめて、そうして税額をきめるというふうな方法ではなくして、課税標準は、原則として課税できめられた所得あるいは所得税といふものを標準にするわけでありまして、なおそれは前年の分を用いることにしております。その課税標準に三通りございまして、一つは所得税額そのものを標準にするもの、もう一つは、所得税の基礎になりました課税所得金額といふものを標準にする、なお第三に、この課税所得金額から所得税額を差引いたもの、この三つを選択してとることができるようになつております。昭和二十五年に限り第一の方法、すなわち所得税を課税標準にする方法だけに限定したいと思ひます。標準税率は、所得税を標準とするものにおきまして、大體一八%といたしたいと思ひますが、なお昭和二十五年におきましては、特例的に一五%

見を拜聴いたしました。また実情をも考慮しつつ、立案をして参りたいという心組をもつて参つたのであります。ただいまお話になりましたような言辭が、もし弄されておるとするならば、これは何らかの、あるいは言い過ぎるというふうなことであらうかと存じます。私が、私どもといたしましては、毛頭国会を輕視するような氣持は持つておらないのであります。この点は何とぞ御了承を賜りたいと思ふのであります。また資料その他の問題につきましても、できるだけ国会の御審議に支障を生じないようにということをお願いいたして参つたのであります。が、何分大部にわたります内容でありますし、必要の都度、断片的なお話は申し上げて来たかと思ふのであります。案の内容がなか／＼決定いたしかねるような段階にありまして、ただいま次長から説明がありましたように、あるいは附加価値税の税率の問題であるとか、あるいは固定資産税の倍率の關係等につきましても、なお折衝を續けて、できるだけ国民各位の各方面の御要望に沿ひ得るものなれば、そういうふうな方向に進んで成案を得て参りたいという氣持でありますので、政府といたしましても、關係方面となお折衝を繼續してある。こういつたような事情があることを、この際御了承を願つておきたいと思ふのであります。

○門司委員 一応私のたゞいままで申し上げましたことについての了承はしておきたいと思ひますが、重ねて申し上げておきたいと思ひますことは、少くとも自治庁の中で、先ほどから申し上げておりますような国会輕視に類するような言辭が弄されておることに対しては、ひとつ嚴重に御注意を願つておきたいと思ひます。それからさらに私はこの機会にお聞きしておきたいと思ひますことは、政府自体の問題であります。所得税法の改正が今提案されておられまして、これによりまして、相当所得税の軽減が行われるというに相なるのであります。この際政府の考へておられるのは、所得税の軽減によつて国民の負擔が輕くなるかどうかということであり、これは地方税と国税との關係においで、何かわかりやすい資料が、もし政府当局におありとするならば、これを次の機会でもよろしゅうございませうから、われ／＼にお示し願ひたい。これを申し上げることは、なるほど所得税のある程度の減額は見えますが、地方税の今回の大巾の引上げによつて、国民の税負担がはたしてどの程度輕くなるものであるかということについて、これは自治庁だけに限つた問題ではないのであります。政府自体として、國民にこれを明確に示していただく必要がありまして、この際われ／＼の審議の過程の上にも必要がありまして、その数字がおわかりになるならば、お示し願ひたいと思ふのであります。

それからその次に、税全体の問題であります。税全体を見まして、なるほど廃止されるもの、それから新たに設けられるもの、さらに残されたものとがあり、さらに果あるいは市が、おの／＼独自の立場において、いわゆる徴税をいたしたその責任が明らかになる形で、税制改革が行われることは、一面われ／＼はけっこうだと思ひますが、この中で大衆課税として従来國民がひとしく困つておりました税金が、一体どの程度安くなつていくのかということでありまして、私がこういう疑いを持ちますのは、税の改正の中で一方においては使用人税が削減されている。そうして接客人税が設定されている。そういうものは、営業を営みますものである。営業を営みますものではないかと思ひますが、いづれもこれらの税金を納めます者は、きつめて小さな女の子であります。そうしてほとんど負担能力その他についても私税のむりがあると思ふ。また一方使用人税のむりがある。従来の中女である、有産階級とまでは行かなくても、負担能力を持つ諸君であつた。ところが税額が小さくなつて、少いと思はれる者の税金が依然としてここに残されている。こういうことが一つの例であります。こういう例が見られますときに、当局の今度の税制改革の目的が、はたして奈辺にあるのか。いわゆる大衆課税を軽減する。この目的であつたのか、單に税目を整理する。という目的であつたのか、この辺を一応お伺いしておきたいと思ひます。

○萩田政府委員 使用人税を廃止いたしましたことは、税目もきつめて小さいのでございまして、また、もちろんおつしやいましたように、有産階級で使用する使用人という者もありませんが、中にはむしろ病人がいるとか、おるかたで手不足で、生活のためにやむを得ず雇つておられるという者もありません。法定税目として残しておく価値がないだらうというので、廃止したのであります。次に接客人税の点でございしますが、これはやはりおつしやいますように、このような業態が大体遊興的な業態でございまして、もちろんその働いておられる本人は生活上やむを得ず、そのような仕事をしておられると思はれますけれども、やはりそこに転嫁が考えられます。またそこに遊興飲食税との關係上、接客人税として、はつきりつかまえておく方が、大きな利だといふようなことから、この税は存置したような次第であります。

○門司委員 單なる税目の整理であるのか、大衆課税を少くするという考へであつたのか、伺ひたい。

○萩田政府委員 両方考へております。いかなる税でもありまして、小さな税は法定税目に存置する必要がある。また國民負担の均衡上おもしろくない税は廃止する。この両方の観点から、税目の整理はできております。

○門司委員 私はこれから先、進められる審議の過程において、次長からお話のありましたようなことについて、はたしてそうであるかどうかというこの検討を一応進めて行きたいと思ふのであります。それともう一つここで、お伺いをいたしておきたいと思ひますことは、今度の税制改革は非常に大巾なものであります。税の種目とそれから徴税の上にかゝるの複雑な問題が起つて来ることを考へる。そこで当局はこゝろを全部、完全に徴税し得る確信のもとに、大体今お定めになつておるかどうかということでありまして、これも單に私は一例だけを申し上げるものでございますが、たとえば附加価値税の問題にいたしましても、現在おとりになつておられます附加価値税の方式は、言葉の上で申し上げますならば、控除式でも申しますが、實際は一般の總収入額から資本とか設備、土地、建物、それから購入した機械について、あるいは企業に必要なものとして購入された原料、あるいは副資材、あるいは燃料、動力というふうなものが大體控除されるような形になつておる。こういうふうな形になつて参りますと、十分採算のとれておられます。工場等におきましては、おそれる資本的設備の購入費というふうなものを差引くようになっておりますので、將來事業計画として新しい事業計画が必ず持たれて来る。その場合に土地を買い、あるいは施設を求めます場合には、それが税金の対象から外れて行く。一方赤字を出してあります工場等、工場等はまたたくそいう資力がなく、しかし従来設備、あるいは資産というふうなものを持たれておると一応考えられる。そういうふうになつて参りますと、それに対しては固定資産税というものがとられて来る。これは別の問題といたしまして、従つてこの税一つを見れば、附加価値税をかけることとしたとしても、そういう赤字の会社その他につきましても、非常に税がとりにくい形になつて来る。一方非常採算のとれておられます会社は、やはりそういう設備等がだん／＼に増強せられて参ります。そうして課税の対象からのがれるという手段が講ぜられる。こうなつて参りますと、税金の上においては負担力のあるといひ方は、割合にのがれる道があつて、負担

力の乏しいとりにくい方は、のがれる道がなくならざるやうなことで、実際の問題から見て参りますと、徴税がしにくいのではないかと考えられる。これはこの問題だけではありません。さらに住民税の問題等にいたしまして、やはり同じやうなことであります。たとえば住民税は前年度所得税をもとにして課税するといひましても、今日のような非常に移動のはげしい時代、またいろいろな変化の多い時代におきましては、おそらくこれが従来徴税しておりますものの八〇%、九〇%というやうな徴税がでないのではなにかという心配を非常に持つのであります。その点は大体徴税し得るものとしてお考えになつておるかどうか。言葉をかえて申し上げますならば、この税金がむりであるかないかという点であります。もちろん当局はむりでないと思ひますが、その辺がわれわれの審議いたします上に、ぜひ必要だと考えておりますので、單に自分たちがきめた税法であるから、これは絶対にむりでないというやうな通り一べんの答弁ではなく、ほんとうにこういう税金がすべての角度から見ると、とり得るものであるかどうかの点は非常にわれわれとしては重要でありますので、特に忌憚のない御意見を私は拜聴したいと考えるのであります。こういうことを申し上げますゆえんは、あなたの方の今まで関係方面との折衝の中に、非常に苦しかった点もあるかと考えますので、そういう点を腹藏なくお話を願ひたいと考へておるのであります。

○秋田政府委員 ただいまお尋ねになりました点、まことにごもつともな点でございまして、われわれも非常にその点を心配しておるのであります。まづそのうち附加価値税につきまして、固定資産の取得をしたときに引いてしまふというやり方についての批判がございしますが、これについてはいろいろ見方もございまいしょう。今おつしやいましたと同じやうなことを、たび／＼われわれも各方面から聞いておりますので、いろいろ研究したのでございしますが、結局固定資産税なり、あるいは附加価値税なはいわゆる応益的な原則からとる、こういう税が地方税として必要であるというので入つておりますが、利益のあるなしにかかわらず、という税も入つておるわけでありまゝす。もちろんこれだけではありませんので、法人税なり所得税なりは、その総額においてむしろ大きな部分を占める方は、利益に応じてとるのでございしますが、一部そのような応益的な税を残すことは、確かにこれは必要なことだと思つております。

それからまた、固定資産の取得をそのときに差引くという点も、やはりわが国におきまする現状から見まして、設備の更新ということが産業にとりまして必要な限り、やはりこれも一つの手法だと存じております。ただそのために、利益がないのかどうかという点になりますと、相当いろいろな問題があると思ひますが、現在でも取引高税は利益のあるなしにかかわらず、とつてゐるというやうな趣旨におきまして、先ほども御説明いたしましたやうに、この附加価値税は、事業自体に対する税でなくして、事業で生み出した附加価値に対して、流通税的に課税するといふ見地から、これはさしつかえないのではないかとこのやうに考へております。

次に、徴税が実際にできるかどうかという問題でございまして、ことに市町村民税につきまして、前年度の実績による附加価値税にしたといふことから御懸念であります。この点もわれわれ相当地に徴税の見積り額を出しますが、そのために徴税の見積り額を出しますが、ときに、ある程度そういうむずかし税につきては、徴税率を下げて見積つております。もちろんそういう徴税率が下るやうな税金では、創設する価値がないのでございしますが、ある程度はやむを得ない。ことにシヤウブ勧告も言つておりますやうに、新規税制は、施行したただちによい税金ができるのではなくて、数年を経た改善して行かなければならぬといふことも言われておりました。まことにこのやうなことも思ひます。従ひまして初年度、二十五年におきましては、ある程度徴税率を低く見まして、だん／＼徴税員、それから納税者の側も、この新しい制度になれることを期待いたしまして、その後の成績にまちたいと考へております。

○門司委員 もう一点お伺ひしておきたいと思ひますことは、徴税が非常に困難であらうといふことは、私もその通りだと思ひます。徴税の困難といふことは非常にめんどろな問題を起して参りまして、税金を納める者だけが納めて、納税からのがれ得る者が多少できるというやうな事になつて参りますと、ここに大きな税の不公平ができて参るのであります。一応かけられた税金は、公平であるといふ形を示しておりましたも、納税の面において、徴税できる分と、徴税できない分とできて参りますと、そこに納税に非常に大きな不公平ができて来るといふこと、従つてそれらの問題を多分に残しておきますと、それからさらに審議の期間が非常に短かいての當局の御意見を、もう一応お伺ひしておきたいと思ひますことは、この国会でこの法案を、どうしても通過させなければならぬものであるかどうかといふことであります。これは私として聞くことは少し聞き過ぎでありまゝすが、私どもには現在のやうな進行状態で、これだけ大きな法案と、こういう非常に画期的な税制改革を持つて来られたまはしても、これを一箇月や一箇月半で審議することは、非常に困難だと考へておるのであります。従つて国会においても、これの審議が非常に短か時間で行われ、十分盡し得なかつたといふやうな事ざんない法です。しかも国民負担に非常に関係いたしますものを国民に押しつけるといふことは、われわれは非常に心苦しいのであります。當局はこれに対してどういふお考えをお持ちになつてゐるか。これは私は国会の責任もむろんあります。今日までこの法案がでて来なかつたといふことについては、当局に相当責任があると思ひます。ずさんな、あるいは審議の十分盡さない法案をもつて、国民にきかめて多くの負担を要求することになるといふことは、私もたして審議の過程において非常に心苦しいのであります。その点は当局においでどういふやうにお考えになつておられますか。

○小野(哲)政府委員 ただいま門司委員から御質問がございしましたやうに、この地方税法改正法案の提案が延引いたしておりますことは、まことに遺憾に存じております。これにつきましては、私この委員会の冒頭において申し上げましたやうに、できるだけ政府といたしましては、関係方面との折衝等において、盡せる手を盡したいといふ考へのもとに、今日まで延引いたしておるやうな次第でありまして、国会の御審議に支障を生じないやうに心がけて参つたことを申し上げておきたいと思ひます。ただ遺憾ながら提案の時期が遅れておりますために、ただいま門司委員からの御注意のやうな懸念を持たざるを得ないかと存するのでございしますが、政府といたしましては、シヤウブ税制報告書の趣旨にのつておりました、昭和二十五年より実施をいたしたいといふ心組みを持つておりますので、この国会において御審議をいただきますやうに切望いたしておる次第であります。

○中島委員長 床次君。

○床次委員 私この機会に一般的な問題につきまして、今後の審議にあたりまして必要と存じますことについて御注文申し上げ、あわせて私の感じておりますことを御参考におし申し上げまして、今後御当局にしかるべく考へていただきたいと思ふことを四點ばかり申し上げます。

第一の問題は歳出の問題でございします。これはかね／＼私もここで議論いたしたのであります。ことしの予算全体を通じて、国民負担を軽減するといふことを目標に編成せられておるのであります。国民負担を軽減するにあたりましては、これは国の歳出と地方の歳出と両方あるのであります。

底として得ることには望みない。税制の改善にかかわらず、国の方がこの青色申告に対してどの程度まで信頼をし、またその申告者に対して便宜をはかつておられ、これが積極的に広がるように努力し、これがほんのかという点を考えますと、私ははなはだ疑いなきを得ない。今日まで青色申告が出された数字は、きわめて僅少である。二分、三分というようないく程度のししか青色申告を利用していないということは、今後の徴税にあたって非常に大きな不安を投げかけておるものであります。青色申告を採用するならば、できる限り国民全体に向つて青色申告が便利なものである、また信頼し得るものである、これによつて申告するならば適正な課税がされるのだということを、徹底せしむる必要があるのであります。が、今日のところはそれほどの価値が青色申告においてない、制度としてもおいてないし、実際の取扱ひにおいても非常に煩雑なものがある。せつかく青色申告制度がありながら、実は見送らざるを得ないという欠点を持つておると思うのであります。こういうことに對しまして、もつと／＼国家全体からお考えいただく必要があるのではないか。かかる一つの納税運動と申しますが、同時に徴税の緩和を期するという裏づけがあつてこそ、初めて今度の税制改正がよく行い得るのではないかと考えておるのであります。この点に對していかようにお考えになつておるかということ承りたいのであります。

最後にお尋ねいたしたいことは、ただいまの税制改革であります。門司さんからこれを一時に実施する意気込み

であるかどうかというお尋ねがありましたが、理想として一時にやることにしているが、必要だと思いますが、実際にいってこれを一時に実施することにより一部ずつなくしてやると行く。

ただいま政府委員から御答弁がありまして、初年度は課率を低くして進めて行くということも一つの方法かとも思いますが、あるいはその税の二つ、二つを翌年度にまわしまして、漸次その完備を期して行くということも考えられるのであります。国民負担の公正という立場から見ても、課率を減らして比較的過ちを大きくしないというやり方がよいか、あるいは税をもう少し徹底するまで研究して、来年度からこれを実施するという行き方もあるの

であります。この点に關していかように考えておられるか。課率を減らして実施いたしますならば、それだけ税収入も減つて参ることになるのであります。その欠陥はどこかで埋めざるを得ない必要に迫られるのだと思ひますが、この点に關して政府はあくまで全部予想した方法によつて、一齊にやろうというお考えであるか。場合によつてはこれは延ばすのもやむを得ない、そういうことが国民負担均衡の見地からいつて、適切な方法でもあり得るのじやないかという感じがするのであります。總論としてお尋ねする次第であります。

○秋田政府委員 第一点のお尋ねは、われわれの考へております地方の歳出の見積り額が寡小に過ぎないかというお尋ねであります。これは先般この委員会において床次委員のおつしやいました点でありまして、確かにそうい

う見方もあると思ひますが、とにかく一方において国全体を通じて歳出全体のわく、従つて国民負担というよ

うな点に限度がございまして、地方の歳出だけについて十分なわくをとるということもできかねるような次第でございまして。そうかと申しまして、これを現実以上に故意に圧縮いたしました

でも、結局おつしやいたしましたようにわが地方財政に寄つて来て、破綻を来すということになりますので、非常にむづかしい点だと思ひますが、まず来年度において大体四千九百億の地方の

わくを見ますれば、少くとも二十四年度よりは相当程度改善になるのじやないかと考えておる次第でございまして。それから次に地方団体ごとの財政上の變動が、年度の税制に對してどう映るかという点でございまして、これはおつしやいたしましたように、地方税に對しては全体をいかにつづいていたしましても、個々の団体に當てはめてみましても、これが適當でなければ実効はあ

つて十分に財政調整ができる、従つて困る団体は起らないという考へを持つておるのであります。はたしてわれわれの立案いたします地方財政平衡交付金の法により方によつて、それが確保できるかどうかは、これは疑問であるとい

いたしまして、この平衡交付金法によりましては、完全なる財政調整ができますので、その税がいかに不均衡であるかというような点には、實際問題として

その重点がかららないのじやないか、むしろ平衡交付金の運用なり、立案なりを完全にやらなければいかぬのじやないかという感じを持つておるわけ

であります。次に国税と地方税との間の均衡の問題、特に所得税と市町村民税の問題を御指摘になりましたが、これはまさにその通りでございまして、市町村民税だけでよく均衡をとれたものにして行こうとしたしましても、そのもとにな

ります。従つて国税と地方税とを相まつて、兩者それ〴〵切磋研磨して負担の均衡をはかるようなよい税の運営ができるというのが、シャープ勧告の一つのね

らいでありますから、初めはともかくといたしまして、実施中には必ずその成果があるものと期待いたしておる

のであります。それから青色申告のことなども、理想的にはいい制度でありまして、国税はすでに本年度より実行されておりますが、地方税におきましてはこの制

度を実施したいと考へておられますが、やはり一年国税の成果等を見まして、税のものと十分関連性をつけていい結果を得るようになつていいてお

力を求めまして、よい成果の上るようになつたといふと考へております。

○床次委員 大体了解いたしました。ただこの総合的な立て方について、これが具体的現われがどうなるかという

ことについて、ただいま平衡交付金のお話がありましたが、これはもちろんそうあるべきではあります。現在

の状態におきましては、町村の具体的な課税、並びに平衡交付金からい

ら、所得割については異議を認めないというのかどうかという点がある。所得税の決定後におきまして、市町村民税の所得割に對して、高過ぎた、所得税としては決定してしまつたけれども、市町村民税が重いと云うときには、そう高い所得割では困ると云うようなことが、言えるかどうかという点を、ちよつとこの機会に少し早過ぎるかも知れませんが、伺いたいと思ひます。

○萩田政府委員 原則として、町村民税は国税の決定いたしました所得税と云うものを基礎にいたしますので、その国税で決定した所得税と云うことの算定を市町村が誤つておらない限り、これに對しては独自の異議の申立てはできません。もとになりまする国税の所得税を直しませんと、市町村民税は直らないわけでありませう。ただ實際問題といたしまして、非常にそのため不合理な点が生じますれば、それは市町村独自の立場におきまして、減免の規定もございまして、その運用によりまして、適當な措置がつくものと考へております。

○床次委員 ただいまの御答弁の通りだと私も思ひます。実はそういう取扱になるかもしませんが、實際所得税の取扱ひが、はたして當を得ておるかどうかという現実の問題でありませうから、はつきりしなければならぬと思ひますが、過去の所得税の査定といふものについては、非常に多くの問題があると思ひます。この疑問をそのまま市町村民税に持込んでしまふといふことになると、従来は所得税だけで済んでおつたけれども、同じ欠点をそのまま市町村民税に持込んで来て、これが調

整の方法がないこととなりますと、将来の日本の財政については、非常に大きな混乱が生ずるのではなからうかという疑問を持つておるのであります。うのみにしてそのまま市町村民税を計算し得るかどうかといふところまで参りすればよいのであります。が、どうも今の所得税の取扱ひについては、問題が多過ぎることは皆さんも御承知のことと思ひます。あまり所得税中心の体系を一方にとると、今までの弊害を一層はなはだしくさせるのではないかと云う懸念を持つておりますが、この点についての御所見を伺ひます。

○萩田政府委員 詳しいことはいずれそのときになつて申し上げたらよいと思ひますが、大体国税について税務署の決定いたしました所得税額をそのままと云うことが原則でありませう。ただ明瞭に税務署が漏らしておつたといふようなものには對しましては、独自に市町村が査定をいたしまして、標準になる税額を定めることはできません。さらに先ほど申し上げましたように、もしも国税の方が高過ぎたといふような場合には、独自の標準をとることとはできませんので、減免の規定等を働かしたいと思つております。なおその市町村内における所得税の決定が、非常にためらふたつたといふ場合があるといひますれば、その場合は市町村が地方財政委員会の許可を受けまして、全部の納税者に對しまして、根本的に所得の調査をやり直して実行するといふこともできるわけでありませう。それはそれといたしまして、先ほど申し上げましたように、今まででしたら国税として所得税がきまると、それきりのものでありましたが、今度は

市町村民税という形において、その賦課が均衡を得ておるかどうかといふことを、もう一度見直す機会ができたわけでありませうから、具体的に申しますと、この運用によりましては、不均衡といふような場合には、市町村から税務署の方に申込み、しかるべく調整するといふような方法も出て来ると思ひます。それから、今後の運用がその理想に向つて行く限り、よい結果を得て行くようになると思ひます。もちろん実施したたにだちにやくなるということは申せませんが、よい方に向う方法は講ぜられたのだといふことは、少くとも言えると思ひます。

○床次委員 たいへん恐縮ですが、今の市町村におきまして、国税の決定がはなはだ不都合だといふようなことを発見した場合に、法規上は今のところ何ともしがたないかもしませんが、今度の税法において、その点を市町村当局から国税の方に意見を申しまして、これを是正するといふような道を、今度の法律案においてはおつけになる余地があると思ひます。

○萩田政府委員 法律上の措置といたしましては、市町村から税務署に申し出て直すといふようなことは考へておりませんが、お互いに官庁同士のことでありませうから、話し合いによりましてしかるべく運用ができると思ひます。

○大泉委員 私は大体今の床次さんの御質問に答へられた中で得したものであります。地方平衡交付金の基準の内客について承りたい。それは先ほどの地方平衡交付金において、できるだけ町村に對しては財政上の保障をつけられておるようなお話でありましたが、

深く聞かせんけれども、大体附加価値税と、また固定資産税の概算的な比率において、財政的に非常に裕福な町村ができた、あるいは貧乏な町村ができた、あるいはきつめて貧乏な町村ができた、けれどもや必要ない人員はそこに包容しておかなければならぬ。人間を半分に分けるわけにはいかなから、どうしても人員は三分の一でも抱えておかなければならぬといふような状態、これはきつめて不経済なものであるから、この際税制改革と同時に、やはり市町村の事務の分担、あるいは簡易な事務はこれを省略するとか、あるいはこれはきつめて小さな村であるから、こういうものは必要ないといふような一つの事務系統の整理が、必要ではないかと思ひます。そこでよく地方平衡交付金によつて自治し得ると云うような、初めから安心感を與えるために、自治の精神をむしろ阻害するやうなことがあつてはならぬと思ひます。つまり、ある程度まで嚴重なる一つのわくのものと、いわゆる交付金といふものが自治制を阻害しないように、これは国としてどう行かなければならぬといふ、その極度の線まで進める必要があると思ひます。先ほどはたいへん自信のある言葉でございまして、その安心しておられますけれども、その基準の内容について私は聞きたいと思ひます。

それから先ほど門司委員のお話の中で、地方自治庁としては、この地方税法案の内容を関係方面に打合せしておると思ひますけれども、大体了解を得たことが、われわれの委員会にももちろんのこと、議会においても動きのとならないやうなことであつてはならないと思ひます。

○萩田政府委員 第一に地方団体の事務整理の問題につきましてお話がございましたが、さしあたりわれわれの立案しております地方税法、そのほかの今回提出しております地方財政に關す

うのであります。そういうことは一定の中を持つてもらなければ、私どもはまったく審議の力がありません。先ほどの門司さんの言われる通りに、まったく議会は力がなくなつて、関係方面に行つた方がよいだらうといふやうな不安も生れて来る。門司さんの場合は社会党だから、議会の方に陳情してはむろん通るまいし、自由党にも顔を向けないと思ひます。これは関係方面に行つた方がよいだらうといふ親切な言葉で言つたのだらうと思ひますけれども、言葉通り聞いたならば、どうも議会といふものをばかにして、不都合なやつだと思ひます。でありますけれども、しかしどちらにしてもそうした誤解や臆測を生まないように、やはり議会は議会として、とにかくいつまでも占領されているのではないんだから、われわれはやはり議会を中心とした政治を行ななければならぬといふことを、まず念頭に置かれて、関係方面の了解事項は、いわゆる私どもの議会の意思を反映せしめて、交渉していられると思ひますけれども、私ども内容を知らなくては、善意にばかり解釈できませんので、その都度々々折衝了解の報告なり、あるいは内容を聞かしてもらいたいと思ひます。ありますが、動きのとならないやうな了解のことであつては、私どもはまことに心外にたえない。この点どうか了解の上に、折衝に努力していただきたいと思ひます。

○萩田政府委員 第一に地方団体の事務整理の問題につきましてお話がございましたが、さしあたりわれわれの立案しております地方税法、そのほかの今回提出しております地方財政に關す

る件は、すべて事務は現状のままとい
たしまして考えております。従いまし
てこの事務をどう整理するかというこ
とは、先般できました地方行政調査委
員会において十分検討中でございま
すので、その結論が出ましてから、また
適当な措置を講ずる必要があると考
えております。ただ一般的に申し上げ
て、あくまでも冗費あるいはむだな行政は
やめるに越したことはないのござい
ますから、その点は機会あるごとに地
方団体にお話をいたしましたこれは御
答弁までもないことかと思ひますが、
せつかくお話が出たので、先ほどの門
司委員の点について申し上げますが、
われ／＼い／＼法案を立案するにつ
きまして各方面の御意見を十分聞きま
して、われ／＼といたしましても納得
のできますことはそれを盛り返して、
そうしてやはりこういう情勢でござい
ますから、関係方面に打合せをしてお
るのであります。なか／＼了解を得
ないものもありまして、一般の御期待
に沿うことができないのであります
が、そういう場合でありますので、い
ろいろお話を来られた方に、だれがど
う言つたということは今わかりません
が、あるいはわれ／＼折衝しても非常
にむづかしい、関係方面の了承を得る
ことはできないというようにことを申
し上げたのが、そのように響いたの
ではないかと考えておりますが、これは
きわめて率直に申し上げて、われ／＼
自身で自治庁として関係方面の了解を
得ることができないものは、これは国
会でも、やつていただきたいという
ことを逆に申し上げているような次第
で、反面におきまして非常にわれ／＼
の無責任になるかもしれませんが、わ

れわれの力の足りませんところは、国
会方面においてやつていただきたいと
いうふうに、むしろ積極的に国会方面
の御活躍に期待しているような心情に
ございまして、多分そういうような
ことを考えて申したものでないか。
用語にあるいは不審なものがあつて、
間違ひが起つたのじやないかと思ひま
すが、その心情はまつたくそのよう
な点でございまして、むしろ国会方面
今後の折衝を、われ／＼としては期待
しているような状況でございまして、
で、成案ができましたら十分御審議を
願ひ、適当でないところは検討されま
した上、関係方面にも強く折衝して
いただきたい。むしろ積極的にわれ／＼
の方から期待しておるような次第で
ございまして。

○大泉委員 それから地方税の徴収に
ついてであります。固定資産税その
他附加価値税においては、相当訓練さ
れたものでないと、往々にして間違ひ
を生ずる。また相当人員を各地方団体
ではふやさなければならぬというよう
なことを聞いております。またシャウ
ブ勧告においても、相当徴収の強化を
はかれというようなことも聞いておる
のであります。こうしたことはやは
り相当普及徹底させて、納税の能率的
な手段方法を考究しなければならぬ
と思ふのであります。次長としては
徴収に対する納税者の便宜のため、あ
るいは地方自治体の運営の能率化のた
めに、何かお考えになつておられます
か、お伺ひしたいと思ひます。
○荻田政府委員 多少御質問に対して
のお答えにならないかと思ひますが、
この新しい税制を施行して行くにつ
きましては、関係地方団体の御努力を

われ／＼といたしましては、非常に期
待しておるのであります。そのため
には何と申ししましても徴税機構の整
備、質並びに量の方面におきます改
善を考えております。まず徴税吏員の
量、つまり人員の問題等につきま
しては、何分にもこの税が四百億円も出
ておるのでありますから、これに對し
する徴税吏員の数をふやすということ
を、シャウブ勧告が発表になりました
以来、関係地方団体にも勧奨いたしま
したので、おそらく大部分の地方団体
では、もうすでにその準備はできてお
ると思ひます。それから次に質の問題
でございまして、それから次に質の問題
でございまして、いくら人を集めまし
ても、有能な人を集めませんと、この
税制の円滑な施行はできないと思ひま
すので、この教養訓練につきま
しては、われ／＼としましてもできるだけ
の協力をしております。また地方団体
自体におきましても、い／＼の企て
があるようであります。講習会とい
うようなことは特に主力を置いており
まして、たとえば府県のプロクダと
に税務講習所をつくるという企ても進
んでおります。府県内におきま
すので、市町村関係の職員講習所をつ
くるといふようなことも相当進んでお
りますので、何とかやつて行けるのは
ないかと考えております。

○立花委員 荻田君の発言で非常に私
たち啓蒙された部分があるのですが、
それをひとつぜひ委員会でも取上げて
いただきたいと思ふのです。と申しま
すのは、国会の方面で、やはり関係方
面へ働きかけてくださることを切望し
ておられると言つておられますので
が、これをやはり私たち取上げる必要
があるのではないかと思います。私
たちの手元には地方自治団体からも、あ
るいは地方のい／＼な業者の方から
も、あるいは資本家団体の方からも陳
情が参つております。のみならず、さ
せんから門司さんあるいは大泉さん、
そういう方々の発言の中にも、関係方
面との交渉はどうなるか、それを非常
に問題にされておる点があると思ひま
すので、この際私たち自身が交渉をす
る必要があるのではないかと考えま
す。特に自治庁自身といたしましては
も、今度の税制の改革に對しましては
自信がないような態度が明らかに見え
ております。今の荻田さんの発言の中
にも、徴収が非常に悪いということ
はつきり言つておられます。この問題
は單に徴税機構の問題だけではござ
いせんので、担税力の問題あるいは税
率の問題が、より根本的な問題だろ
うと思ひます。そういう問題に關しま
して、土曜日の予算委員会では本多國
務大臣が、住民税はとらないというこ
とをはつきり言つておられるのです。ま
た地方税法ができて、税法通りには
やらないのだというところもはつきり
言つておられる。こういうところから
見まして、今度の地方税法に關しまし
ては、全國民的な重大な問題であるだ
ろうと思ふのです。それを私も自治
だけの交渉にゆだねておつて、それに
こちらから巾を持たずとか、何とか注
文をつけるだけでなしに、やはり私
どもは自治庁もやつていただくが、私
どもとしても何らかの意思表示をする必
要があるのではないかとと思ひますが、
委員長はどういうふうにお考えでし
ょうか。また皆様方委員の考えも承つ
て、できれば一致した形で個々の問題
はとまかくしまして、一般的な形で意思

表示をする必要があると思ひます。
○中島委員長 ただいまの立花委員の
御質問に對してお答えいたします。政
府で関係方面と交渉しておるものは、
相当大きな問題だけ二、三点であり
ます。その他の問題は、政府は触れてお
らないと、私は仄聞いたしてございま
す。私ども國民代表の立場からい
すれば、各方面から陳情もしくは請願
せられておる問題に對しては、すべて
十分な研究審査をしたのでありま
す。そういう方面に對しては、私は政
府も反対の意思がないものと考えてお
ります。むしろ十分協力してくださ
るものと考えております。そういう意
合におきまして、当委員会はできる
だけお互いの責任を果したいと思
ひます。はなはだ簡單であります
が、お答えいたします。
○立花委員 それと根本的には地方住
民の生活状態、税金の言葉で言へば担
税力の問題になつて来るだろうと思
ひますが、担税力と申しますものは、
やはり現実の姿においてとらえなければ
いかぬという問題と、それからやはり
現実の生活がどう変化するかというこ
とをとらえたものでなければ、担税力
は具体的につかめないと思ふので
す。現実に状態におきましても、も
うすでに担税力は明らかに底をついて
おる。この間参議院の税金の公聴会
でございましたが、その席上で現在申告
しておりますもの九四％は、二十万
円以下の所得であるというところを、
きり一橋商大教授が申しておられ
ます。二十万円の中から所得税をとられ、さ
らに地方税を今度はこの改正税法によ
りまして、とられるというところにな
つて参りますと、二十万円の所得全部を

いただきました。現在の状態では生活はかす／＼だと思えます。そこへ莫大な所得税をとられる。その上にこの地方税法の改正法によりまして、地方税がとられるということになると、これはもう住民にとりましては死活の問題になつて来ると思ひます。こういう根本的な問題を取上げて、こういう状態の基礎の上に立つて、一般的な陳情と申しますか、請願と申しますか、こういうものを司令部に、国会として、あるいは地方委員会として意思表示をする必要があるのではないかと思ひます。これは私どもとしては、当然にやらなければいけません。個々の税金に關する交渉の問題、こういうものに触れませんが、こういう一般的な動きはやる必要があるのではないかと思ひます。もう一度委員長の御意見を承りたいと思ひます。

○中島委員長 御説の通りであります。ただこの機会に私から政府にちよつと伺つておきたいのは、住民税であります。これはその年の所得を基準にして住民税をかけるものと考へております。ただ手続上その年の所得税を基準にすることは、徴税技術上困難だから前年度の税額をもつて標準にするということに、規定しておるのだと思ふのであります。ところが本年のように本年度から所得税が幾らか軽減されるといふような場合に、去年の所得税を基準にしてやるのでは、あるものによつては非常に生活上困難を来すような現象を見るのではないか、こういう点について政府はお考へになつたことがあるかいなやということを伺つておきたいと思ひます。

○萩田政府委員 委員長のおつしやいましたように、この二十五年度の市町村民税については、二十四年度国税所得で、つまり減税以前の所得が課税標準になりますために、少し平年度よりも高いものになるのであります。従ひまして先ほど申し上げましたように、所得割の標準税率を少し下げたらどうだという交渉をしてゐる次第であります。それはそれといたしまして、いづれにいたしましても、前年度の所得をとります結果、当該年度においては、すでに所得が全然なくなつてゐる、こういうような問題も將來つと起るわけでありまして、そういうものにつきましては、それ／＼市町村におきまして、いわゆる減免の規定を適用いたしまして、適当に措置できる余地を残したのでございます。

○中島委員長 なお政府に要求したいのでありますが、地方税法の審査にあたりまして、国税の關係が相当重要性があるものであります。そういう關係上、国税ことに所得税のようなものに対する参考資料を、大蔵省からお取寄せを願つて、本委員会に御提出願ひたいと思ひます。

それからもう一つ、これまで地方税法に対して、長い間十分御経験になりましたのですから、地方自治庁には相當な資料があると思ひますので、さしつかえのない程度において、一日も早くその資料を御提出くださるようお願いいたします。本日はこの程度において散会いたします。

午後三時四十二分散会

衆議院地方行政委員會議録第五号中正誤

頁	段	行	誤	正
一	五	二	「電気、ガス税」	「電気ガス税」
一	五	二	「加入」	「編入」
二	一	五	「電気、ガス税」	「電気ガス税」
二	一	二	「電気、ガス税」	「電気ガス税」

昭和二十五年三月二十九日印刷

昭和二十五年三月三十日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁